

第2章

ネットワークで築く地域の

個性・特色を生かした多機能都市づくり

第1節 交通ネットワークの形成

高速交通ネットワーク

前期の主な取り組み

- 中部横断自動車道は、佐久小諸ジャンクションから佐久南インターチェンジ間が平成22年度に開通しました。佐久南インターチェンジから八千穂インターチェンジ（仮称）間も順調に工事が進んでいます。
- 長野新幹線は、平成26年度末の金沢までの延伸に向け、各区间で順調に整備が進められています。

現状と課題

- 高速ネットワークの整備により、首都圏などへのアクセスが向上し、市民の利便性が向上するとともに、定住人口・交流人口の創出や、商業集積などによる市街地の活性化に寄与しており、今後も高速ネットワークの拡充は重要な課題です。
- 高速道路の整備などに関しては、国において平成23年度に、今後の高速道路整備のあり方を検討する「高速道路のあり方検討有識者委員会*」が開催され、「関東地方小委員会*」での議論が並行して行われています。また、国土交通省では、東日本大震災を受けて道路着工基準*の見直しを進めています。今後、情報収集に努め審議内容などを注視しながら適宜、要望活動を実施していく必要があります。

- 中部横断自動車道は、基本計画区間の八千穂インターチェンジ（仮称）から長坂ジャンクション（仮称）間が、平成22年度に計画段階での事業評価の試行箇所となり、地元の意見を聞く1回目のアンケート調査が実施されるなど、整備計画格上げへの道筋が見えてきており、要望活動などにより整備計画格上げを確実に実現する必要があります。
- 上信越自動車道の全線4車線化は、事業着手の目途が立っていない状況のため、早期事業化を促進する必要があります。
- 長野新幹線の金沢までの延伸については、平成26年度末の開業に向け整備が進んでいます。金沢以西の整備については、敦賀までの認可、着工と大阪までの早期整備を沿線各県と連携し、推進していく必要があります。
- 松本・佐久間の地域高規格道路*の整備は、長野県が地域高規格道路の候補路線として位置付けることが前提となることから、関係市町村との連携を密にし、県に対する要望活動を積極的に行っていく必要があります。
- 市民の利便性の維持・向上と地域の活性化のため、上信越自動車道佐久インターチェンジ・佐久平スマートインターチェンジ、中部横断自動車道佐久北インターチェンジ・佐久中佐都インターチェンジ・佐久南インターチェンジの利用を促進する必要があります。

後期の主な取り組み

- （1）高速自動車道の整備促進
 - 中部横断自動車道佐久南インターチェンジから八千穂インターチェンジ（仮称）間の早期供用開始を促進するとともに、基本計画区間である八千穂インターチェンジ（仮称）から長坂ジャンクション（仮称）間の整備計画区間への格上げを促進します。
 - 上信越自動車道の全線4車線化を促進します。
- （2）長野新幹線の延伸促進
 - 長野・金沢間の整備を促進するとともに敦賀までの速やかな着工と大阪までの早期整備を促進します。
- （3）広域道路の整備促進
 - 松本・佐久間の地域高規格道路の建設実現を促進します。
- （4）高速交通ネットワークの利用促進
 - 金沢までの延伸が、交流人口の創出につながるよう、佐久平駅のさらなる利便性の向上と、乗降客の増加を促進します。
 - 上信越自動車道佐久インターチェンジ・佐久平スマートインターチェンジ、中部横断自動車道佐久北インターチェンジ・佐久中佐都インターチェンジ・佐久南インターチェンジの利用促進に努めます。

目標

項目（単位）	現状値	目標値
長野新幹線の延伸（長野一金沢間の開業）	未開業 [H22]	開業
中部横断自動車道佐久南インターチェンジー八千穂インターチェンジ（仮称）間の開通	未開通 [H22]	開通
中部横断自動車道八千穂インターチェンジ（仮称）から長坂ジャンクション（仮称）間の整備計画格上げ	基本計画区間 [H22]	整備計画区間

チャレンジ！！

- 松本・佐久間の地域高規格道路の建設実現を目指します。
(D 佐久を広めるプロジェクト)

* 高速道路のあり方検討有識者委員会: 国土交通省が設置する、今後の高速道路の整備、管理、料金、負担のあり方について幅広く検討するため、国土交通省が設置する有識者委員会。

* 関東地方小委員会: 地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として、国土交通省関東地方整備局が設置する委員会。

* 道路着工基準: 国土交通省による、高速道路等の道路事業に着工するかどうかを判断するための事業評価基準。

* 地域高規格道路: 高い交通機能を発揮する道路として位置づけられた交流促進型の広域道路のうち、地域の活性化に与える効果が大きく重要な路線として選定されたもの。

地域交通ネットワーク

前期の主な取り組み

- 国道141号勝間から跡部区間の4車線化、国道142号の一部4車線化、県道塩名田佐久線の中佐都バイパスの一部供用開始、北幹線の一部である原東1号線の完成により、中部横断自動車道佐久中佐都インターチェンジ・佐久南インターチェンジへのアクセス機能が確保されるとともに、交通渋滞の解消が図られました。
- 東西幹線第1工区、跡部白田線第2工区が事業完了し、市民生活の利便性及び安全性が向上しました。
- 佐久総合病院佐久医療センター建設に伴う環境の変化に配慮し、中込原地区のまちづくりのための道路整備を進めています。
- 歩行者の安全確保やユニバーサルデザイン*に配慮した歩道整備を行っています。
- 新幹線をまたぐ4橋の**跨線橋**の落橋防止対策は、1橋が完了しました。
- 市道の老朽橋は、危険性の高い橋梁から架け替えを順次進め、湯川橋・潜岩橋が完了しました。また、道路改良に合わせて観音堂橋の架け替えを行いました。
- 原東1号線や跡部白田線では、街路樹の維持管理を住民との協働によるアダプトシステム*により行っています
- 廃止路線バスを維持するため、民間業者へ運行の助成を行うとともに、市内巡回バスは、平成21年度と平成22年度に路線を見直し、現在8路線を運行しています。
- 望月地区では、平成18年度から廃止生活路線バス等の代替輸送としてデマンドタクシー*を導入しており、現在5路線を運行しています。

- 平成23年度に、市内の公共交通の再構築を図った佐久市生活交通ネットワーク計画*を策定しました。

現状と課題

- 交通渋滞の緩和などのため、国道141号浅蓼大橋の4車線化、国道142号佐久南インターチェンジ以西の4車線化の早期完成、県道塩名田佐久線（バイパス道路）の残区間の早期事業化・早期完成、県道上小田切白田停車場線の早期事業化を促進する必要があります。
- 各地域幹線道路は、ルート未決定箇所や地元合意が得られていない箇所の早期解決を図るとともに、事業化に向けて県への要請や調整などを行う必要があります。
- 市道の新設整備は、緊急性や必要性を考慮して進める必要があります。また、狭あい箇所の改良など既存道路の拡幅改良を計画的に進める必要があります。
- 未整備の都市計画道路について、早期に都市計画道路見直し（案）及び都市計画道路整備プログラム*を策定し、改良を促進する必要があります。
- 新幹線をまたぐ跨線橋の落橋防止対策は、残る3橋について年次計画により順次実施する必要があります。
- 橋梁長寿命化計画に基づき順次橋梁の修繕を行うとともに、緊急性や必要性を考慮し、計画的に橋梁整備を進める必要があります。
- 道路の効率的な維持管理と道路愛護意識の高揚のため、アダプトシステムによる街路樹管理を推進する必要があります。

- 公共交通利用者の減少により、民間バス路線の運行維持が厳しい状況にある中で、市民の日常の交通移動手段を確保・維持していく必要があります。
- 佐久市生活交通ネットワーク計画に沿った地域公共交通の運行を支援するとともに、より効率的・効果的な運行のため、必要に応じて計画を見直す必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 地域幹線道路網の整備
 - 国道141号浅蓼大橋の4車線化、国道142号佐久南インターチェンジ以西の4車線化、県道塩名田佐久線未整備区間や県道上小田切白田停車場線の早期事業化など、国道・県道の整備を促進します。
 - 北幹線の一部となる琵琶島橋先線、東西幹線第2工区など、地域幹線道路の整備を進めます。
- (2) 生活道路の整備充実
 - 中込原地区の周辺道路など、市道の整備を進めます。
 - 橋梁長寿命化修繕計画*に基づき順次橋梁の修繕を行うとともに、新設・架け替えについては緊急性・必要性の高いものから計画的に整備します。
 - 新幹線及び高速道路をまたぐ跨線橋の落橋防止対策を計画的に実施します。
 - 歩行者の安全確保やユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を推進します。
- (3) 道路の計画的な維持管理
 - 既存道路の拡幅改良は、地元住民との合意形成を図りつつ、危険性・緊急性の高い路線から計画的に整備を推進します。

- 地域間を結ぶ主要な市道について、道路の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理と経費の削減を図ります。
- 街路樹、歩道、待避所など、道路施設の管理については、アダプトシステムの活用を図ります。
- (4) 地域公共交通の維持・見直し
 - 佐久市生活交通ネットワーク計画に沿って民間交通事業者が運行する路線などの維持を図ります。
 - 地域公共交通に対する市民ニーズや効果・効率性を踏まえ、民間活力の活用や必要に応じて運行体系の見直しを図り、利便性の向上に努めます。
- (5) 広域的公共交通機能の充実
 - JR小海線、長野新幹線、しなの鉄道、バスなどの相互の接続性の向上を図ります。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
幹線道路整備延長(m)	4,731 [H22]	8,231
都市計画道路整備延長(m)	59,527 [H22]	63,377
アダプトシステム管理箇所(箇所)	3 [H22]	19
公共交通延べ利用者数(人/年)	113,538 [H22]	125,000

チャレンジ!!!

市民の日常生活に必要な交通移動手段を確保・維持するため、民間交通事業者、市民と一体となって地域公共交通の充実に取り組みます。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

* 都市計画道路整備プログラム: 街路事業への投資規模や整備期間を考慮し、計画的・段階的に事業の推進を図っていくためのスケジュール目標を定めたもの。

* アダプトシステム: 「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが道路や公園などを「里親」として、施設管理者と協定を交わし、ボランティアで補導、植樹帯、公園などの美化活動を行う制度。施設管理者は、里親への清掃用具の貸与などを行い、アダプト活動を支援する。

* 橋梁長寿命化修繕計画: 従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的修繕及び計画的な架け替えへの転換を図るため、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画をいう。

* ユニバーサルデザイン: 年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン。

* デマンドタクシー: 電話予約により、乗客の需要に応じて運行する乗合式のタクシー。

* 佐久市生活交通ネットワーク計画: 地域公共交通の確保・維持・改善を図る取組についての計画。

第2節 個性・特色を生かしたまちづくり

土地利用

前期の主な取り組み

- 平成18年度に国土利用計画（佐久市計画）*を策定し、計画的な土地利用の方針を示していますが、社会経済状況が大きく変化したため、平成23年度に改定しました。
- 合併後の市域における統一性ある土地利用制度の適用や一体的なまちづくりを進める観点から、平成21年度に都市計画区域を拡大しました。
- 佐久総合病院の再構築計画に合わせ中込原地区の用途地域の変更を行いました。
- 森林整備は、国のCO2吸収源対策、県の森林税活用事業などにより推進しています。
- 国土調査（地籍調査）は、継続的に切原地区の平坦地を実施しています。

現状と課題

- 中部横断自動車道の3か所のインターチェンジが供用開始されたことなどによる新たな土地需要に対する調整や、社会経済状況の変化などの影響を的確に捉え、将来を見据えた土地利用の方向性を示す必要が生じています。

- 佐久平駅を中心として集積がなされている都市機能の効果が市域全体に波及するためのネットワークを形成するとともに、地域の特色を生かした適切かつ有効な土地利用を誘導することにより、各市街地の活性化を導く必要があります。
- 国や県の補助制度により森林整備が実施されてきているものの、森林の多くは未整備の状態であり、森林の多面的機能の維持向上のため、森林整備を推進する必要があります。
- 国土調査は、東日本大震災に伴い、継続地区などの作業工程が進められなくなり、補助金などの削減、進捗率の低下が懸念されます。
- 前国土利用計画（佐久市計画）における数値目標に対して、農地の減少が大きく、耕作放棄による荒廃の防止による農地の保全を図る必要があります。また、工業用地が推測したようには増えていない状況にあり、低・未利用地の有効利用及び工場適地への積極的な企業誘致を推進する必要があります。
- 高速交通網や幹線道路の整備に伴い、優良農地に対する開発需要は依然増加しているため、適正な土地利用の誘導を図る必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 秩序ある土地利用の推進
 - 国土利用計画（佐久市計画）や各種土地利用に関する計画の策定、見直しを行い、計画に沿った秩序ある土地利用を図ります。
- (2) バランス良い都市構造の再構築
 - 佐久広域の拠点都市として、佐久平駅周辺の都市機能の充実を図るとともに、各地区中心拠点の活性化を図ります。
 - 各地区中心拠点を結ぶ交通環境などの整備によるネットワーク化を推進することにより、各地域の魅力を生かし、相乗効果による発展を促進します。
 - 開発区域内における低・未利用地の有効活用を促進し、市街地の活性化を図ります。
 - インターチェンジ周辺の土地は機能の分担を図りながら、地域の活性化に寄与する土地利用を進めます。
 - 工業用地、業務商業系用地は、都市的土地利用と自然的土地利用との調整と適正配置に配慮しつつ、産業の活性化を促進する土地利用を進めます。
- (3) 土地需要の調整と適正な土地利用の誘導
 - 無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の保全を図ります。
 - 耕作放棄地の再生と有効活用を促進します。
 - 開発需要への調整・無秩序な開発抑制を図るため、法令などにに基づき適切な指導・誘導を進めます。
 - 森林の多面的機能の有効活用を図るとともに、適正な森林整備を推進します。
- (4) 国土調査の推進
 - 関係機関と連携し、国土調査を着実に推進します。

チャレンジ!!

- 産業の活性化、雇用の増大を目指し、土地の有効活用を促進します。
 (B 弱点克服プロジェクト)

*国土利用計画(佐久市計画):土地基本法及び国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、本市の区域における国土の利用にあたって必要な事項を定めた計画。

市 街 地

前期の主な取り組み

- 土地区画整理事業が完了した3か所（花園、相生町南、一本柳）では、道路や公園の整備と宅地の整地を行い、優良な宅地が形成され、住居系・商業系の土地利用が図られています。
- 近津土地区画整理事業は、都市計画道路近津砂田線を幹線道路とし、沿線の面整備を進めています。
- 都市環境の改善のため、市街地内幹線道路整備などを進めており、跡部白田線の第2工区は平成21年度に完了し、平成22年度から第3工区に着手しています。大奈良白田線（龍岡城駅線）も平成22年度から事業着手しています。
- 野沢、中込、岩村田、田口、望月地区では回遊ルートサイン事業*を実施し、来訪者の地区内散策の利便性が向上するとともに、望月地区ではモニュメントにより景観形成が図られました。
- 地区の特性に応じて、良好な都市環境形成のためのきめ細かなルールを地区計画により定めています。新たに原東1号線沿線、近津地区、中込原地区の地区計画*が制定されたことにより、地区計画策定地区は6地区となりました。

現状と課題

- 国土利用計画（佐久市計画）の改定内容に沿って都市計画マスタープラン*を見直すとともに、引き続き計画的な市街地形成を推進する必要があります。
- 秩序ある市街地の形成のため、地域住民と連携した土地区画整理事業を推進するとともに、民間開発の適切な誘導を図る必要があります。
- 良好な都市環境の形成を図るため、地域住民の理解を得ながら地区計画の策定などを促進し、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを推進する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 良好な市街地の形成
- 国土利用計画（佐久市計画）の改定に伴い、都市計画マスタープランを見直し、プランに基づき、魅力ある市街地形成を推進します。
 - 秩序ある市街地整備のため、土地区画整理事業の導入を推進します。
 - 計画的な市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図ります。
 - 地区計画の策定や住民協定などの締結を促進し、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを推進します。

目 標

項目（単位）	現状値	目標値
跡部白田線・龍岡城駅線の整備率（%）	0.4 [H22]	100

チャレンジ！！

都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。
(A 魅力倍増プロジェクト)

* 回遊ルートサイン事業：観光スポットを表示した標識。整備により人と自然環境・歴史・文化のつながりを高め、街なかの回遊性を高める。

* 地区計画：建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定めた計画

* 都市計画マスタープラン：市の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画

住宅・宅地

前期の主な取り組み

- 平成18年度に策定した地域住宅計画に基づき、並木団地や御馬寄団地の水洗化や既存市営住宅の防災機器の設置を行い、住環境の向上を促進しています。
- 老朽化した東中原団地と伊勢宮団地を集約して、同地区内にサングリモ中込団地を整備しました。また、相生団地・住吉団地・上木戸団地を集約して旧相生団地跡地に一本柳団地の整備を進めています。
- 平成21年度に策定した公営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅などの改修、建て替えを進めています。
- 無料の耐震診断や耐震改修工事に対する補助を実施し、木造一戸建て住宅の耐震改修を促進しています。

現状と課題

- 将来人口や公営住宅のあり方などを考慮し、公営住宅の需要と供給のバランスを検討する必要があります。
- 今後の住宅施策の方向性や基本施策などを示す住宅マスタープランを策定する必要があります。
- 公営住宅の老朽化に伴う住環境の悪化を早期に改善するため、建て替えや既存住宅のリフォームなど、具体的な整備手法を検討する必要があります。
- 効果的かつ効率的な公営住宅の維持管理の方法について検討する必要があります。
- 土地開発公社による宅地供給は、近年の経済情勢などを反映し分譲件数が伸びず、地価の下落傾向などを考慮し販売価格を見直しましたが、今後、一層の販売促進に努める必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 総合的な住宅施策の方針策定
 - 佐久市住宅マスタープランを策定し、住宅や宅地供給などの住宅施策を推進します。
- (2) 公営住宅の整備と管理
 - 公営住宅のあり方や、民間との役割を明確にし、役割分担に応じ必要な整備を図ります。
 - 効率的な公営住宅の管理のため、指定管理者制度や管理代行制度による管理について研究します。
- (3) 住宅・宅地の適正供給
 - 民間の住宅・宅地供給の適正誘導を図ります。
 - 佐久市土地開発公社が造成した住宅団地の販売を促進します。
- (4) 住環境空間の創出
 - 住民主体の住民協定・建築協定等の締結を促進し、質の高い居住空間の形成に努めます。
 - 道路後退部の買い取りを進め、安全な住環境を整備します。
 - 民間との連携をさらに促進し、空き家情報の提供と仲介などによる空き家対策の充実を図ります。
- (5) 耐震改修の促進
 - 昭和56年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅の耐震改修を促進します。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
住宅マスタープランの策定	未策定 [H22]	策定

チャレンジ!!

公営住宅の管理方法について、指定管理者や管理代行制度などを研究し、効果的な手法を導入します。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

第3節 高度情報通信ネットワークの形成

高度情報通信ネットワーク

前期の主な取り組み

- 平成21年度に情報通信基盤の整備が終了し、市内の大半の世帯や企業でケーブルテレビやブロードバンド*のサービスを利用できる環境が整いました。
- 佐久情報センターを中心に、公民館などによるパソコン教室を開催し、市民の情報活用能力の向上に努めています。
- 地上テレビ放送の完全デジタル化への対応として、広報佐久などにより周知に努めるとともに、民生児童委員などの協力により、高齢者世帯などへの働きかけを行いました。
- 庁内業務に関しては、情報管理の指針となる情報セキュリティポリシー*に基づき、個人情報の保護と情報システムの安全性の確保を図っています。

現状と課題

- 情報通信基盤の活用や、市民サービスの充実のため、地域情報化の指針となる佐久市情報化計画*を見直す必要があります。
- 発展を続ける情報通信社会において、情報活用能力を備えた人材の育成が重要となっています。
- 佐久ケーブルテレビは、計画エリアの整備が終了したことから、市民テレビ局と位置づけ、一層の加入促進に向けた連携強化に努める必要があります。
- FMさくだいらについては、一部地域で聴取しづらい状況があることから、対応を協議する必要があります。
- 各種申請・届出行為がより簡単にできるよう、電子申請の強化を図るなど、電子自治体への取り組みを推進する必要があります。
- 行政業務の簡素化や経費削減の観点から、業務システムの効率的な運用を推進する必要があります。
- 情報管理体制の一層の強化を図るため、情報セキュリティポリシーを見直す必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 地域情報化の推進
 - 佐久市情報化計画を見直し、地域情報化を計画的に推進します。
 - 佐久情報センターを情報活用能力を持った人材を育成する拠点として機能の充実を図ります。
- (2) 情報提供・情報発信の充実
 - 佐久ケーブルテレビ、FMさくだいらと連携して、市民が必要とし、かつ質の高い情報を提供できる環境整備を推進するとともに、佐久ケーブルテレビへの加入を促進します。
- (3) 行政・市民サービスの情報化
 - 電子申請を始めとする電子自治体*への取り組みを推進します。
 - クラウド技術*の活用などにより、低コストで効率的な業務システムの導入を推進します。
- (4) 情報のセキュリティ管理
 - 情報セキュリティポリシーの見直しと確実な運用により、適正な情報管理を推進します。
 - ネットワーク外部からの不正アクセスに対応した堅固なシステムの整備強化を図り、行政ネットワークの安全性を確保します。

目標

項目(単位)	現状値	目標値
電子申請の件数(件)	289 [H22]	500

チャレンジ!!

市内の(市外でも)どこでも市役所とつながる、「電子自治体」を実現します。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*ブロードバンド: ADSL、CATV、光ファイバーなど、おおむね1Mbps以上の速度を持つ高速なインターネット接続のこと。

*情報セキュリティポリシー: 組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

*佐久市情報化計画: 市の情報化に関する最上位計画として、地域情報化、行政情報化を推進するための施策をとりまとめたもの。

*電子自治体: コンピュータやネットワークなどの情報通信技術(IT)を行政のあらゆる分野に活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図ろうとするもの。

*クラウド技術: 従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用するための技術。